

競争参加者の資格に関する公示

鹿追外（7）隊庁舎新設等総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和7年8月6日

帯広防衛支局長 山口 淳一

1 業務概要

(1) 業務の名称 鹿追外（7）隊庁舎新設等総合設計

(2) 履行場所 北海道河東郡鹿追町、根室市

(3) 業務内容

ア 総合設計業務

【陸上自衛隊鹿追駐屯地】

(ア)基本設計

- ・ 隊庁舎 (鉄筋コンクリート造 5階建 延べ面積約 9,700㎡)
新設に伴う建築、電気設備、機械設備、通信基本設計
- ・ 倉庫 (鉄骨造 2階建 延べ面積約 6,200㎡)
新設に伴う建築、電気設備、機械設備、通信基本設計

(イ)実施設計

- ・ 隊庁舎 (鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積約 9,700㎡)
新設に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計
- ・ 倉庫 (鉄骨造 2階建 延べ面積約 6,200㎡)
新設に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計

【航空自衛隊根室分屯基地】

(ア)基本設計

- ・ 隊庁舎 (鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積約 2,400㎡)
新設に伴う建築、電気設備、機械設備、通信基本設計
- ・ 体育館 (鉄骨造 平屋建 延べ面積約 1,200㎡)
新設に伴う建築、電気設備、機械設備、通信基本設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 20㎡)
新設に伴う建築、電気設備基本設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 40㎡)
新設に伴う建築、電気設備基本設計
- ・ 自転車置場 (鉄骨造 平屋建) 新設に伴う建築、電気設備基本設計

(イ)実施設計

- ・ 隊庁舎 (鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積約 2,400㎡)
新設に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計
- ・ 体育館 (鉄骨造 平屋建 延べ面積約 1,200㎡)

- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 20㎡)
新設に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 40㎡)
新設に伴う建築、電気設備実施設計
- ・ 自転車置場 (鉄骨造平屋建) 新設に伴う建築、電気設備実施設計
- ・ 庁舎 (鉄筋コンクリート造 2階建 延べ面積約 2,200㎡)
解体に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計
- ・ 局舎 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 70㎡)
解体に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 10㎡)
解体に伴う建築、電気設備実施設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 10㎡)
解体に伴う建築、電気設備実施設計
- ・ 体育館 (鉄骨造 平屋建 延べ面積約 1,200㎡)
解体に伴う建築、土木、電気設備、機械設備、通信実施設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 60㎡)
解体に伴う建築、電気設備実施設計
- ・ 渡り廊下 (鉄筋コンクリート造 平屋建 延べ面積約 30㎡)
解体に伴う建築、電気設備実施設計

イ 計画通知手続き業務 一式

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2 資格審査の申請方法

(1) 申請書の交付期間

令和7年8月6日から令和7年10月22日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(2) 申請書の交付場所

防衛施設建設工事入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3帯広地方合同庁舎2階

帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係

TEL 0155-22-1175

FAX 0155-23-8482

E-mail: ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 申請書の提出期間

令和7年8月6日から令和7年9月26日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(4) 申請書の提出場所

上記(2)に同じ。

(5) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記3(1)から(5)までの条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、紙により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

送付先メールアドレスは、上記(2)に同じ。

(6) その他

ア 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 令和7年8月6日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 共同体としての資格

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

ア 代表者は、防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体又は共同体の代表者は測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント建築」に係る「A」の格付を、共同体の構成員は測量・建設コンサルタント等業務の「建築」「土木」「電気」「機械」又は「通信」のいずれかの「A」又は「B」の格付を受けた者とする。ただし、それぞれが帯広防衛支局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 共同体の各構成員に求める級別の格付は、分担業務額に応じた等級以上であること。

ウ 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料提出期限の日から開札の時点までの間に、帯広防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務は、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者の要件

ア 単体又共同体の代表者及び構成員は、次に示す同種業務の実績については、国内における実績のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもの又は防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査や環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業

務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務で平成27年4月1日から入札公告日までに完了・引渡し完了した国内における業務の実績を有すること。なお、共同体の代表者以外の構成員は、業務分担において、倉庫、体育館、渡り廊下などの一般施設の設計のみを担当する場合に限り、上記の業務のほか、元請けとして完了・引渡し完了した、上記の同種業務の国内実績も認める。

単体又は共同企業体の代表者

- ・同種業務：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物で、延べ面積 3,000㎡/棟以上の建築に係る基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれかの業務実績

共同企業体の構成員

- ・同種業務：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築物の建築、電気、機械、通信に係る基本検討、基本設計業務、実施設計業務又は建物付帯土木実施設計業務のいずれかの実績（ただし、建物付帯土木実施設計業務については、建物の構造は問わない。）。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

イ 管理技術者を配置できること。

ウ 構成員において決定されたものであること。

(4) 構成員の技術的要件

分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

(5) 共同体としての資格及び審査

上記(2)に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

4 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記3(1)アの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2により申請をすることができる。この場合、上記3(1)アの決定を受けていない構成員が当該業務に係る開札の時までに上記3(1)アの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

5 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

上記5の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格審査結果通知の日から当該業務の引渡しが完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

(1) 共同体の名称は、「鹿追外（7）隊庁舎新設等総合設計〇〇・〇〇共同体」とす

る。

- (2) 共同体協定書については、上記 2 (2) の交付場所において交付する所定の様式を参考に作成する。
- (3) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。